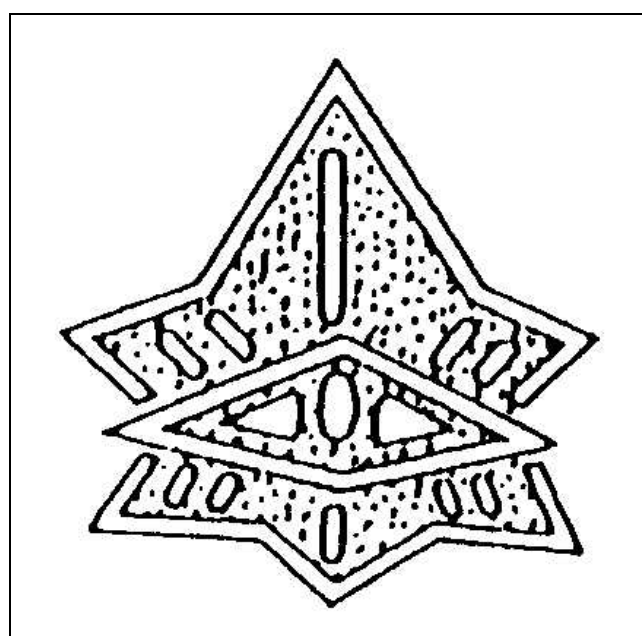


松任小学校いじめ防止基本方針



令和6年

白山市立松任小学校

目次

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

2 学校が実施する施策

- 組織等の設置
- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校いじめ防止基本方針の内容と留意点
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態（法28条）への対処

- (1) 重大事態の報告
- (2) 学校による調査
- (3) 調査結果の報告
- (4) その他の留意事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起ったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。
- 加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- 【具体的ないじめの態様】
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 実施する施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

○ 組織等の設置

- 学校は、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（法第22条）
- 学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条）

○ 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。その意義は、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まずに、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

- 学校いじめ防止基本方針の内容と留意点
 - いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめの起きにくい、許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動計画全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
 - アンケート、いじめ通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む。
 - いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
 - 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。いじめの防止の取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。
 - 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ね、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。
 - 児童とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
 - 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの記載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

 - 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - 学校いじめ対策組織は、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、学校医等から学校の実情に応じて決定するとともに、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加したり、児童に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画したりしながら、目的を十分に果たせるような人員を配置する。
 - 可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、いじめ対応アドバイザー、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選となるように努める。
 - 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。
- 学校いじめ対策組織の役割
- ①未然防止
 - いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ②早期発見・事案対処
 - いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
 - 実施・検証・修正を行う役割
 - 学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）
 - 学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動内容が認識される取組を実施するように努める。
 - いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるように努める。
 - 児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげるように努める。
 - 学校いじめ対策組織は的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。
 - 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全てを当該組織に報告・相談する。
 - 当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
 - 学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめ情報の共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
 - 学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

○ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

市教委及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

① いじめの防止

- 全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で

授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- 学校は児童に対して、傍観者とならず、学校のいじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

② 早期発見

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 学校は、毎月のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- 学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる

ことを確認する。

- 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

3 重大事態（法第28条）への対応

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、もしくは児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委へ、事態発生について報告する。

(2) 学校による調査

- ① 法第28条に定める重大事態に対応し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場

合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

(3) 調査結果の報告

- ① 調査結果は市教委に報告する。
- ② 市教委又は学校が調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 いじめ防止に向けた年間計画

月	取組内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・「いじめ問題対策チーム」「生徒指導対応」の確認 ・児童理解の会（前年度の実態把握）実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施 ・道徳週間の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（持ち帰り）の実施 ・児童理解の会実施 ・いじめ対応アドバイザーの会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施 ・1学期面談（児童対象）の実施（通知表渡しの前）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応アドバイザーの会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会全体会の実施 ・道徳週間の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（持ち帰り）の実施 ・児童理解の会実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施 ・道徳週間（人権） ・2学期面談（児童対象）の実施（通知表渡しの前）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施 ・いじめ対応アドバイザーの会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（持ち帰り）の実施 ・児童理解の会全体会の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（生活アンケート）の実施 ・児童理解の会実施 ・3学期面談（児童対象）の実施（通知表渡し前）